

国土審議会北海道開発分科会の位置付け・役割

国土交通省

国土審議会

- ・従来の国土審議会、土地政策審議会、土地鑑定委員会、北海道開発審議会、水資源開発審議会を再編
- ・国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議
- ・国土総合開発法、国土利用計画法、首都圏整備法、北海道開発法等の規定によりその権限に属せられた事項を処理

社会資本整備審議会

交通政策審議会

基本政策部会

土地政策分科会

首都圏整備分科会

等

専門的な審議を機動的に運営するため、計 14分科会を設置。

北海道開発分科会 北海道開発法の規定により北海道総合開発計画に関する重要事項について調査審議

専門的な調査審議を行うため、分科会に部会を置くことができる。

企画調査部会 専門的に調査審議を進め、その結果を北海道開発分科会に報告

- 調査審議事項
- ・北海道開発の新たな推進方策に関する事項
 - ・北海道総合開発計画の在り方等に関する事項